令和５年３月９日

郡市区等医師会長　殿

一般社団法人大阪府医師会
会長　高　井　康　之
（公印省略）

「医療情報・システム基盤整備体制充実加算」の
オンライン請求要件に係る特例措置の受付について

平素より本会会務の運営に特段のご理解・ご支援を賜り厚く御礼申し上げます。

オンライン資格確認については、2 月 3 日付けで「令和 5 年 4 月 1 日からの診療報酬上の特例措置について」にて、4 月 1 日からの「医療情報・システム基盤整備体制充実加算」の措置についてご連絡しております。

また、社会保険診療報酬支払基金から支部のレセプト返戻時（3/6 発送）に併せて送付される厚生労働省作成の支部広報誌 3 月号チラシの中で、特例措置を受けるための届出の受付が 3 月 1 日から開始された旨記載されておりますので、お知らせいたします。

現在、「医療情報・システム基盤整備体制充実加算」を算定するための施設基準として、「オンライン請求を行っていること」とともに「オンライン資格確認の導入に際しては、医療機関等向けポータルサイトにおいて、運用開始日の登録を行うこと」が要件とされております。

今回の特例措置として、「光ディスク等で請求されている医療機関」について、「令和 5 年 12 月 31 日までにオンライン請求を開始する」旨の届出を行った場合に、令和 5 年 4 月 1 日から令和 5 年 12 月 31 日までの間に限り、この要件を満たしているものとみなして算定できることになります。

※「既にオンライン請求をされている医療機関」は特例措置に関する届出は不要です。
また、「当該届出を行った保険医療機関において、令和 5 年 12 月 31 日時点で電子情報処理組織の使用による請求が開始されていない場合については、届出時点で医療情報・システム基盤整備体制充実加算の要件を満たさなかったものとして取り扱う」との疑義解釈が示されております。

特例措置の届出方法は、原則、メールでの提出になります。

厚生労働省ＨＰ　医療情報・システム基盤整備体制充実加算のオンライン請求要件に係る特例措置について

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000188411_00044.html

こちらの「第 2 特例措置の届出書について」保険医療機関の項目からエクセルファイルをダウンロードして、内容をご記入ください。

エクセルファイル名は「保険医療機関コード（７桁の数字）」を最初に記入（ 例： 0123456〇〇医院.xlsx ）いただき、エクセルファイルのまま厚生労働省窓口（online-seikyu@mhlw.go.jp）宛てにメール送付してください。

また、パソコン等の利用が無く、メール送信による届出が難しい医療機関におきましては、紙での提出でも受付可能とのことです。

紙で届出を行う場合は、「基本通知別添７の様式２の５」にご記入の上、近畿厚生局に郵送により送付します。

（送付先）〒540-0011　大阪市中央区農人橋 1-1-22　大江ビル 8 階
近畿厚生局 指導監査課 施設基準グループ　行

届出期限については、令和 5 年 4 月診療分に間に合うためには、令和 5 年 3 月 1 日から令和 5 年 4 月 10 日までの提出が必要です（混雑が予想されることから、令和 5 年 3 月 31 日までの届出が望まれています）。また、令和 5 年 5 月診療分～令和 5 年 12 月診療分については、算定を行う月の前月最初の開庁日の翌日から当月最初の開庁日までとなっております。

つきましては、貴会におかれましても、本件についてご了知いただき、会員への周知方につき、ご高配を賜りますようお願い申し上げます。

一般社団法人大阪府医師会　保険医療課　　TEL：06-6763-7001
総務課企画室　TEL：06-6763-7021